慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	プラトーンの国家観と之れに対するアリストオテリーズの批評（三、完）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.6 (1921. 6) ,p.799(39)- 823(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19210601-0039
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210601-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佛の兩國に比して漸進的なるも尚ほ其破滅は此後二十年を出でざる可し、勿論英國は此間に於て公債を募集し得可きも此點に關して募債の業なるものは多々益々大なるに從ひて財政的破滅の時期を早くするに過ぎざる可しと論ぜしものなりとす、論者は次ぎに「ナポレオン」の經濟觀及大陸封鎖令の歐洲諸國に及ぼしたる影響に論及する豫定なりしも、本誌目錄編纂の時期に遭遇するに至りしを以て茲に一先づ擱筆し、更に稿を改めて以上の兩方面を考察せんと欲す。（完）

プラトーンの國家觀と之れに對するアリストオテリーズの批評（三、完）

高橋誠一郎

六

アリストオテリーズは其の「政治學」第二卷の前半を擧げて、其の師プラトーンの國家觀を論難するに努めたり。彼れの批判は、洵に B. Jowett の言の如く、其の師の眞意を推究せんことを希求する忠實なる門下のそれに非ずして、彼れの態度は宛も其の權威に反抗せる一敎師のそれなりき。「理想的國家」の雲霧と夢幻とは常識の武器に依りて加へられたる幾多の嚴烈なる打擊に逢着せり、而も彼れ等は一度び散するも亦た再び集合して、批判の槍矛に傷害せらるゝことなきなり。即ち彼れ等は常に天空に高く翺翔して、曾つて下界に降下せしめらるゝこと能はざるが故に、彼れ等にして其の本然の界域に殘留しつゝある間は永く攻擊の外に超然た

るなり（Jowett, The Politics of Aristotle, vol. I, 1885, p. xxvii.）。プラトーンを以て彼れが經驗を思料中に取入るゝことを爲さずして、不可能なる基礎の上に社會を建設せんことを欲せるが故に夢想的政治家なりと做すは最も常套なる解釋なり。然れども理想的政治學と夢想的政治學との間には確然たる區別を置かざる可らず。後者が凡ゆる社會構成の諸要素を人爲的に想像的に結合し、斯くて何等の生命なく、何等の實在なく、現在若しくは將來の孰れに於ても何等可能なる適用を有せざる任意の機制體を創造するに反し、前者は國家の眞觀念を形成し、次いで其の成全を認め、最後に宛も道義が個人に對して典型を示すと等しく、社會に對して之れを示すに存す。如何なる神雄、聖賢と雖も、嘗つて完全圓滿の境涯に得達し得たる者なく又た永劫得達し得可き者あらざる可きが如く、如何なる國家と雖も盡未來際永く這般の完全に到達するの期あらざる可し。然も吾人にして若し道義が各個人に理想を呈示するを許すとせば、政治學が人民に對し政府に對し理想を提唱するを不可なりと做すの理由何處にか在る。吾人と雖も、固とよりプラトーンの政治學中には夢想的部分の存在するを認めざるに非ざるも、永く嘆美し、仰望し、希求す可き理想の存在を否む可らず。前者は死して、長く蘇るの時あらざる可し、後者は永遠の生命を有して、人類を不定假現の世界より美と德との國土に導くなり（Paul Janet, Art. "Political Science," in John J. Lalor's Cyclopedia of Political Science, Political Economy and United States History, 1882. 參照）。

然れども吾人がプラトーンの「國家」を以て單なる政治的組織として觀るの時、吾人は彼れの見地を離れてアリストオテリーズのそれに移る。彼れは緊密なる結合に於て倫理學及び政治學の論述を企圖し、而して這般の緊密を誇張するが爲めに不自然なる比喩をすら使用せり。クセノフォンも亦た兩者の密接なる結合を認めたり。アリストオテリーズに至りて是れ等兩者を以て、假令ひ相互界を接し且つ幾分重疊するも別個の問題として之れを論述するの步を進めたり。（George Grote, Plato and the other companions of Sokrates, vol. III. 3rd Ed. 1875, p. 166.）。

七

國家構成の要素に關する實際的研究を以て、其の「政治學」第一編の論述を始めたるアリストオテリーズは次いで實際的方法に於て、實際的目的を以て、最良の政體

を論ずるが爲めに其第二編を進めたり。而して彼れは之れを二部に分ち、第一章より第八章に亙りてプラトーン、アリアス及びピッポダマスの唱道せる理想的政體を論述し、第九章より第十二章に亙りてスパルタ、クレータ、及びカルターゴに現存せる國憲に論及せり。即ち國家の最良なる形態を示すが爲めには先づ最も名聲ある純乎たる理想的國家（ἡ μάλιστα κατ' εὐχήν）及び現存せる最良の國家を考査せざる可らずと認めたり。蓋し是れに由りて正當合宜なるものを發見するを得可く、而して彼れが是れ等の國家に滿足せずして之れを超えて或る物を求めんとするは自己の睿智を誇示するが爲めに非ずして、現に存在し若しくは提唱せられたる一切の政體は悉く皆な不完全なるものなるが故なりと做せり（Pol. II. 1. 1260B.）。

アリストオテリーズは先づ社會的結合の本質を檢討せんとす。一國家内に在りては、何物を以て共有とす可きや。一國の市民は必然（一）一切の物を共有とするか（二）總べての物を共有せざるか、若しくは（三）或る物を共有とし、他を共有とせざるか、其の一たらざる可らず。而も國家は一の共同團體（κοινωνία）にして、市民は少くも共同の地域に居住せざるを得ざるが故に、何物をも共有せざるは明かに國家の觀念其の者と矛盾す。然らば良國に在りては或る物を共同とす可きか、又たは一切を擧げて共同とす可きか。プラトーンの「國家篇」に於て、ソクラチーズは市民間に於ける妻子及び財産の共有を主張す。此の點に於て現存の慣習に從ふと「國家篇」の共同主義に則ると何れか可なるや。（B. ii. 1260B-1261A）。

斯くて彼れは第二章より第五章に亙りてプラトーンの「國家篇」と論評す。プラトーンは妻女の共有を以て國家の統一に資す可きものと信ず。然れどもアリストオテリーズは、第一に、國家が其の完全に一に歸するの度位に準じて最良なるものなりと做すの論を否認し、第二に、若し單一化を以て望ましきものと觀るも、そは妻子財産の共有に由つて期待し得可きものに非ず、第三に、論者は全然其の適當なる限度を設くることを忘れたりと做せり。即ち國家の單一化は其の眞の目的に非ず、國家の理論其の者はプラトーンの想像するが如き歸一を排除するものあり、而して國家は餘りに完全に過ぐる歸一に由りて敗滅に終る（πρόεισθα καὶ γιγνομένη μία μᾶλλον οὐδὲ πόλις ἔσται）。國家は其の本質を「多數」に置くが故に、又た次第に單一に赴くに伴れて、國家は國家たる性質を失ひて先づ家と爲り、更らに家たる性質を失

ひて個人と爲るに至る（πλῆθος γὰρ τι τὴν φύσιν ἐστὶν ἡ πόλις, γινομένη τε μία μᾶλλον οἰκία μὲν ἐκ πόλεως, ἄνθρωπος δ' ἐξ οἰκίας ἔσται.）。加之ならず、國家は單に數量のみに依りても其の效用を生じ得可き軍事上の同盟の如く、單純なる個人の聚合に非ず、又た其れ其れの村落に分散することなく、宛もアルカディア（Ἀρκαδία）人の如くに生活する民族にも非ずして、其の成員は曾だに多數なるのみならず、種類に於て相違するものなり、（οὐ μόνον δὲ ἐκ πλειόνων ἀνθρώπων ἐστὶν ἡ πόλις ἀλλὰ καὶ ἐξ εἴδει διαφερόντων, οὐ γὰρ γίνεται πόλις ἐξ ὁμοίων.）。而して國家を保持する眞の原則は不平等なる者の間に在つて支配若しくは服從の永續を認め、自由平等なる者の間に在つて交互に其の職務を替ゆる其の構成要素の相互的平等若しくは公正なる平衡（τὸ ἴσον τὸ ἀντιπεπονθός）に存す。（Eth. Nicom. V. v. 參照）。更らに又た獨立の程度大なる狀態は其の少なきものよりも願はしきものなり。而して家は個人よりも完全なる獨立體（αὐταρκεστέρον）にして、國家は家よりも更らに完全なる獨立體なり。國家は自依的（αὐτάρκης）ならざる可らず、而して一切の αὐτάρκεια はプラトーン流の單一に由りて破壞せらる。（Pol. II. ii. 1261A-1261B.）。

假りに國家の單一化が眞乎の目的にして、最大なる單一が願はしきものと推定するも、そはプラトーンの想定するが如く、總べての者が同時に同一の事物又たは人物を「我がもの」及び「我がものに非ず」と稱する（εἰν πάντες ἅμα λέγωσι τὸ ἐμὸν καὶ τὸ μὴ ἐμόν）場合に於て達成せらるゝことなし。即ち「總べて」（πάντες）なる文字は不分明にして、二個の意義に使用せらる。此の語は或ひは集合的に或ひは分配的に解釋せらる。此の場合に之れを集合的に解釋する時は無意味なり、即ち全世界が一人の妻若しくは一戸の家を有すること能はざるが故に、斯の如き定則は如何に美なるも實現不可能なり。之れを分配的に解釋する時は、そは結局凡ゆる者の妻女若しくは家屋は凡ゆる他の者の妻女若しくは家屋と爲る可し。然れども斯くの如き單一は決して和合に資することなかる可し。共有の世界には個人的所有の覺性存することなし。人は彼れ自身のものを愛す。而して凡ゆる者の任務に屬するものは何人の任務にも屬せざるものなり（ἥκιστα γὰρ ἐπιμελείας συγχώρει τὸ πλείστων κοινόν）。斯くの如き事態は家族を結合せずして、却つて家族的愛着を排除し、等しく又た國家を衰微せしむ可し。プラトーンの「國家」に於ける凡ゆる市民は彼れ自身の子女

たると同時に亦た總べての他の市民に屬する一千の子女を有するものと想定せらる。子女は總べての人に屬し、又總べての人に屬せず。斯くて彼れ等は父母の愛情を享受すること極めて微少なる可し。加之ならず、如何なる市民と雖も、一千人の子女中、其の一人すら眞に自己の子女たるを確認すること能はざる可し。即ち彼れの精を受けて生れたる一の子女なく、又た之れ有るも夭折せる場合常に存し得可きが故なり。プラトーン流の意味に於て一千人の男子を有するよりも、普通の語義に於て一人の從弟を有するを勝れりとす。又た妻子が共有なるに拘らず、或る子女は往々にして或る父母に容貌の類似を有し、是れに由りて其の血筋を推定するを防止すること不可能と爲る可し。世界周遊記の著者に從へば、婦人を共有とする上部リビイア（Λιβύη）の或る種族の間に於ては彼れ等の子女は其の相貌の類似を基として別個の父に歸せしめらるゝと云ふ（Herodotus, iv. 104, 172, 180; Meta, I. 8; Plinius, Hist. Nat. v. 8. 參照）。（Pol. II. iii. 1261B-1262A.）。

害惡は啻だに之れに止らずして、血緣にして知悉せられざる時は近親の相姦、殺害、爭鬪を防止すること困難なる可く、斯くの如き所業に對して適當なる贖罪を行ふ者存せざる可し。尙ほ篇中のソクラチーズが子女をして共有ならしめたる後、偏へに其の與ふる快感の强烈なるが爲めに愛人間の肉交のみを禁じながら、之れよりも遙かに醜汚なる親族間の狎昵を許せるは思議し難き所なり。子女の共有は其の行はるゝ階級内に於ける相互の愛情を薄弱ならしむるの結果と爲る可し。從つてそは理想國の立法者が壓服するを要する農夫（γεωργοί）若しくは被治階級の間に在つては之れを承認し得可きも、守護者若しくは支配階級には適せざるものなり。斯くの如き立法は自殺的なり、そは人々をして普く朋友たらしめて革命を防止せんことを窺窺するに拘らず、實は相互に彼れ等を結合する綁束を弛廢せしめ、自滅的一致に代へて淡々水の如き友情（φιλία）を存せしむるなる可し。更らに又た、ソクラチーズの命ずるが如く、例へば農民階級又たは工匠（τεχνῖται）階級より守護者階級に、若しくは其反對に、國内の一階級より他の階級に子女を交付するは非常なる困難を伴はざる可らず。如何にして秘密を維持し得可きや。斯く交付せられたる子女の場合に於て特に上述せるが如き罪惡の行はるゝ危險大なる可し。（vi. 1262A-1262B.）。

八

次ぎに考察す可きは財産制度なり。十全なる國家の市民として生活する人民は其の所有を共同たらしむ可きものなりや否や。這個の問題は妻子に關する立法と沒交渉に論述し得可き問題なり。即ち、妻子の分有が現在に於ける普遍的慣習なりと假定するも尙ほ、吾人は財産を共同に所有し、使用するの利否を研究するを得可し。共有財産に關しては三個の可能なる體樣あり。第一に土地を私有とするも收益は之れを共同の蓄積として消費の用に供せらるゝを得可く、第二に土地は共同に所有せられ、共同に耕作せらるゝも、收益は各個人の間に其の私用の爲めに分割せらるゝを得可く、第三に、土地及び收益俱に共同たらしめらるゝを得可し。農民が市民より離れて別個の階級を形成せる場合には問題はさまで困難ならざる可しと雖も、市民が自ら其の土地を耕耘し、全然自己の勞働に依りて生活せる場合には、所有權の問題は幾多の困難を誘起す可し。若し享樂と勞苦とが平等に分配せられずとせば、働くこと多くして得ること少なき者は必然僅かに勞作して、多くを受理し消費する者に對して不平の聲を發するなる可し。洵に共同に生活し、事物を共同に有する者の間には葛藤を生ずるの常なるが、殊に彼れ等が共同財産を有する場合に於て其の然るを觀るなり。同行者は途中に相爭ふ場合多く、吾人は又た日常吾人に事ふる從僕に對して立腹すること頗る多きものなり。（12 62B-1263A.）。

斯くの如きは單に財産の共有に伴へる不利益中の數者に過ぎず。現在の制度にして善良なる道德的風習と賢明なる法律上の制度に依りて改善せられんか、それは遙かに之れよりも勝れるものにして、兩制度の利益を具有す可し。財産は一定の意義に於て共有なる可し、而も一般的原則としては私有たらざる可らず、即ち總べての者が其れ其れ其の特殊の關心事を有する場合には互に不平を鳴らすことなく、又た彼れ等は各自己の事を念とするが故に、一層の上達を來す可し。互に自己の所有物と等しく他人の奴隸、馬及び犬を使用し、地方を旅して食料に窮する時は田圃の所産をすら收受するラコニア（Λακεδαίμων）人の間に既に或る程度まで存するが如く、財産を私有し、其の使用を朋友の間に共同ならしむること不可能に非ず。財産の共有は一定の物を以て自己の有なりと做すの知覺（τὸ ἴδιον καὶ τὸ ἀλλότρ-

ζον）より生ずる快感を個人より奪ふなる可し。吾人の財産にして吾人に專屬せざれば、吾人は他人に對して親切を盡すの快樂を有することなし。私有財産なくんば、寛容（ἐλευθεριότης）の精神を示し、寛容の行爲に出づるの機會なく、妻女共有なる場合には姦通を愼む節制（σωφροσύνη）の德亦た存することなし。（1263A-1263B.）。

プラトーンが現在の國家に於て看出さるゝが如き一切諸惡の根源を私有財産制度に歸せるの時、彼れは其の眞因を觀過せり。即ち是れ等諸惡の總べては財産の共有を缺けるが爲めに生ずるに非ずして、人間性の墮落に基くものなり。一言にして盡せば、プラトーンの提唱せるが如き生活方法は全然實行し得ざるの觀あり。彼れの誤謬は其の出發せる根本原理（τὴν ὑπόθεσιν）の謬妄より生じたるものなり。彼れは謬れる「單一」の概念を有せり。家及び國家が或る點に於て單一ならざる可らざることは眞理なるも、而も絶對に然る可きものに非ず。即ち國家が一定の點を越えて單一性を增加する時は、そは全然國家たらざるに至り、縱令ひ依然國家として殘存するも、更らに劣等なるものと爲ること、宛も單音若しくは單一なる音步に歸せしむるに由りて和音若しくは節奏の損はるゝが如し（ὥσπερ κἂν εἰ τις τὴν

συμφωνίαν ποιήσειεν ὁμοφωνίαν ἢ τὸν ῥυθμὸν βάδον μίαν.）。國家は單純なる個人に非ずして相異れる部分より成れる一體（πλῆθος ἐξ ἀνομοίων）にして、其の結合は惟り敎育に由りて得らる可きものなり。加之ならず、史的經過はソクラチーズ流の妻子、財産の共有を否定す、即ち彼れの理論にして眞ならば、そは既に久しき以前に於て案出せられたるなる可し。若し彼れの計畫にして一度び實現せられたりとせば、立法者は市民を共同食卓若しくは氏族及び民族に配分することなくして國家を構成すること全然不可能なるを看出すなる可し。是に至つて斯くの如き立法の結果は單にラコニア人が現在の狀態に於てすら尙ほ實施せんと努めつゝある武人に對する農業の禁止に止まるなる可し。（1263B-1264A.）。

プラトーンは其の「國家篇」中に提唱せる政體に關し說きて詳かならざるものあり。彼れは市民の多數を形成する下層階級に關して何等言說する所なし。妻子財産は守護者と等しく、農民にまでも及ぶ可きものなりや。彼れ等にして若し一切の事物を共同に有するとせば、彼れ等は守護者と異なることなかる可く、又た支配階級がクレータ人の如く、其の奴隸に對し他の點に於ては自由民に等しき權利

を與ふるも、而も彼れ等に體操の練習及び武器を禁ずるが如き、巧妙なる政策を採るに非ざれば、如何にして彼れ等を守護者階級の支配に服從せしめ得可き。之れに反し、下層階級にして一般の國家に於けるが如く、妻子財産を私有するものとせば、一國内に相互に敵視する二國を抱有するに至る可く(Rep. IV. 422E 參照)、而して他國に於けると等しく(Rep. V. 464, 465)、爭論、訴訟其の他の諸惡は斯くの如き國家内にも亦た頻發するに至る可し。教育は法律的制規に代る可き彼れの萬能藥なり(Rep. IV. 425D)、而も彼れは守護者に之れを制限せり。彼れは又た一定の貢付を守護者に支拂ふを條件として農民を土地の所有者たらしむると雖も(Rep. V. 464C)、而も斯くの如き場合には彼れ等はヘロット、ペネスタ若しくは一般奴隷に比して遙かに傲慢にして統御し難きものと爲る可し。下層階級に屬する者の性質如何は守護者階級の共同的生活を維持するが爲めに重要なるに拘らず、其の教育、統治の形態及び法制に關し、ソクラチーズは何等言ふ所なきなり。若し市民の妻女をして共有たらしめ、之れと同時に財産の私有を認むるとせば、男子が壠圃に勞作しつゝある間に家事に從ふものは何人なる可き。而して妻女と等しく財産をも共有たらしむるも亦た此の問題を解決することなかる可し(1264A-1264B.)。

男女の業務が同一たる可きことを論證するが爲めにソクラチーズが下等動物より引ける類推は不當なり(Rep. V. 451D 參照)。蓋し動物は家事經營の能力なきが故なり。ソクラチーズの國家に於ける必然的形狀たる支配者の永續不變(即ち市民の三階級は其の本質中に金、銀及び黃銅並びに鐵を混ぜられたりと倣せるプラトーンの荒唐語より當然の結果として生じたるもの、(Rep. III. 415A 參照)は又た紛爭の因と爲る可し。卑賤なる階級の間に在つてすら紛擾の原因と爲ること多きものは勇敢尙武の氣風に富める守護者の間に於て殊に甚しきを思はざる可らず。ソクラチーズは守護者階級より幸福を奪ふと雖も、而も尙ほ國家全體をして幸福ならしむ可きものなりと說く(Rep. IV. 419, 420.)。然れども全體は其の構成要素の全部又たは大部分若しくは一定部分が幸福を享有することなくして幸福たること能はざるなり。即ち幸福は、加へられたる兩數の全體に於てのみ存在し得るも其の各部分の孰れにも屬せざることある可き偶數の本質に等しきものにあらず。若し守護者にして幸福ならずとせば、他の何人か幸福なる可き。工匠若し

くは庶民は明かに然らざるなり。(1264B)。

九

更らにアリストオテリーズはプラトーンが後年の著「法律篇」に向つて批判を加へたり。彼れは上述の反對論を以て「法律篇」にも適用し得可きものと做せり。蓋しプラトーンは同篇に於て「國家篇」に於けるよりも現存の國家に肖似せる國憲を起草せんとを企圖せりと雖も、而も次第に其の理想的國家組織に復歸せり。唯だ「法律篇」に於ては共同の食事を婦人にまでも及ぼし(Laws, VI. 781.)、戰士の數を一千人より五千人に增加し(Laws, V. 737E; Rep. IV. 423A.)、妻女及び財產の共有を拋棄せるの相違存するのみ。(プラトーンは通常の國家に對し其の「法律篇」を適合せしめんとせるも、然も漸次之れを理想的形態に復歸せしめたりと論じたるアリストオテリーズの所言は今日に傳存せる「法律篇」の本文に照して是認せらるゝ所なく、又た同書の正本が斯くまでに轉訛したるの證跡存するとなし。Wilhelm Oncken はアリストオテリーズの當時に存したるプラトーンの「法律篇」は現存せるものと同じからずと做すの意見を有せりと雖も、(Die Staatslehre des Aristoteles, in historisch-politischen Umrissen, Erste Hälfte, 1870, Ss. 194—)、Jowett は斷乎として斯くの如き假說を承認するを拒みたり。前揭 pp. xxxiv 參照)。然れども五千人の戰士を扶持するが爲めには宛もバビロニアに等しき地域を有せざる可らず。人は其の希求する所に從つて理想を描くを得可し、而も不可能は之れを避けざる可らず。(vi. 1264B-1265A.)。

プラトーンは立法者が其の法規を編制するに際して、當さに國土及び人民を顧慮す可きものなりと主張するも、而も彼れは對外關係を閑却せるの失あり。國家は須く其の敵國に對して備へざる可らず。彼れは其の市民の所有し得可き財產の高を明確に定限することなし。彼れは一市民によりて所有せらる可き財產の高を以て節制的に生活するに足る (τοδωτὴν ὥστε ζῆν σωφρόνως.) の程度に定限す可きものなりと稱し(Laws, V. 737D.)、是れに由りて幸福なる生活を送るを意味すると雖も、而も人は節制的なるも、悲慘なる生活を送ることある可し。彼れは須らく「節制にして寬裕なる (σωφρόνως καὶ ἐλευθερίως) 生活を爲すに足る」云々と改めざる可らず。此の兩者にして分離せんか、寬裕は奢侈と結び、勞苦は節制と合するに至る可し。彼れは一切の財產を平等化しながら、人民の增加に備ふることを忘れたり(然れど

も此の點に就きては以上アリストオテリーズの所言とプラトーンの Laws, V. 740. とを參照せられんことを望む)。彼れは一方に多産なる結婚あれば、他方に於て子なき結婚あるが故に、市民の數は互に相殺して現在の國家に於けるが如く同一の狀態を持續す可しと想像せり。然れどもプラトーンの提唱せるが如き國家に在りては現存のものに比し更らに一層の注意を必要とするものあり。蓋し、吾人の間に在りては市民の數如何に拘らず、財産は常に彼れ等の間に分配せらるゝが故に、事實上何人と雖も窮乏することなきなり。而も若し財産にして分配不可能なりとせば、多少を論せず、過剩の人員は必然何物をも取得し得ざることゝ爲る。財産を制規するよりも人口を制限するは更らに一層の急務にして、其の限度は兒童の間に於ける死亡率及び結婚婦人の出産率を計量して之れを決定す可かりしなり。現に幾多の國家に見るが如く、之を等閑に附するは即ち市民の上に窮乏を誘致する必至の原因にして、窮乏は又た革命と罪惡とを生むの母たるなり (1265A-1265B)。

プラトーンは支配者と被支配者との區別點を示さずして、單に彼れ等は別個の緬毛より製せられたる經と緯との如き關係を有す可きものなりと言へるのみ。

(Laws, V. 734E, 735A.)。彼れは一市民の全財産に對し五倍の增加を許せり (Laws, V. 744E)。然も其の土地財産に對して同一の增加を許さざる理由如何、各人に對し一は市内に他は邊境に二個の相異れる場所に二個の家地を割當つるは家事經營上極めて有害のものと謂はざる可らず (Laws, V. 745. 參照)。「法律篇」に顯れたる政體は大體に於て民主政治若しくは寡頭政治の孰れにも趁くものに非ずして、一般に「共和國」(πολιτεία) と稱せらるゝ重甲裝の軍人より成立する其の中間のものなり (即ちπολιτεία の正常なる觀念は其の自然の守護者たる武裝せる自由市民より成立するものなり)。斯くの如き組織は最大多數の國家に適合し得可しと雖、彼れの理想に對して最も接近せるものに非ず。多數の者はラコニア若しくは其の他の更に貴族的なる政體を選む可く、而して或る者は又た最良なる國家組織は凡ゆる現存せる形體の結合なりと稱し、寡頭政治、君主政治及び民主政治の三者より成るが故に、スパルタのそれを稱揚するなり。即ち同國に於ては國王は君主政體を、元老院は寡頭政體を形成する一方に於て、民主的要素は人民より選出せらるゝ長官 (ἔφορος) によりて代表せらるゝが故なり。然れども他の者は又た長官を以て絶對權を有

する暴君なりと宣言し、民主的要素を共同の食事及び日常生活の慣習に看出さんとするなり。(1265B-1266A.)

「法律篇」に於けるが如く、最良の政體は民主政治と僧主政治との結合なりと主張するは非常なる誤謬なり (Laws, VI. 756E.)。是れ等兩者は凡ゆる政體中に在りて最惡なるものにして、殆んど全く國憲と稱せらるゝこと能はず。而して又た同篇中に現れたる政體に於ては毫も君主政治的要素存することなく、事實上提唱せられたるものは民主政治と寡頭政治との結合に過ぎず、而も長官及び議會の選出方法 (Laws, VI. 755, 763E, 765.)、及び富者が集會に出席するを强制せらるゝの事實 (Ibid. VI. 764A.) に由りて明かなるが如く後者に傾くこと大なるものなり。彼れの計畫せる議會は常に所得大なる上層階級に對して優越を與ふる底のものにして、既に斯くの如き體樣によりて選出せられたる一體より更らに長官を選出するの方法は結黨せる少數市民の手に大なる權力を與ふるの傾向ある可し (1266A.)。

斯くてプラトーンの「國家篇」及び「法律篇」に對する批評を終りたるアリストオテリーズは其の第七節及び第八節に於てカルセドンのフアリアス及びミレトスのピボダマスによりて提唱せられたる政體に論入せりと雖も、些か本論の主題外に立つを以て茲に之れを論せず。彼れ等によりて主張せられたる財富分配の計畫が如何なるものなりしかに就きては吾人曾つて「經濟學史研究」(大正九年版)中に之れを紹介し置けり(同書三十四―六頁參照)。

†

斯くの如く私有財産の廢止、若しくは然らざるまでも其の嚴厲なる制限に依りて一切諸惡の消滅を期待する理論が極めて古くより存在すると等しく、既に夙く數千載の昔に於てアリストオテリーズは此の「外觀美なる」(εὐπρόσωπος) 學說に對して、葛藤は更らに深く伏在し、最も重大なる惡行は窮乏、急迫よりも寧ろ快樂欲、倨傲及び「貪婪」より發することを認めたり。即ち「人は單に寒冷に惱むことなからんが爲めに暴君と爲ることなし」、從つて彼れは傳承せる社會制度の根本的變革が、縱し特殊の過誤を廢除し、若しくは減殺することあるも、之れに代つて他のものを輸入し、若しくは增大せしむるものなりと倣すの反省を對峙せしめたり (Rudolf Eucken, Die Lebensanschauungen der Grossen Denker, Neunte Auflage, 1911, Ss. 69, 512.)。

洵にプラトーンの共產主義はアリストオテリーズに由りて强烈なる論駁を受けたり。而も吾人は是くの如き對峙と論難との奥に後者の政治的理想と前者の第二位の良國との間に存する密接なる根本的類似を認めざるを得ず。既に論じたる如く、プラトーンは現存せる雅典の國家が彼れの理想的國家の實現に取りて必要なる條件を給付することなきを知覺し、其の第二位の良國に於ては妻子及び財產に關する共產主義を拋棄せりと雖も、而も彼れは猶ほ立法的干涉に由りて社會の致命的分割即ち「單一市府內に二個の交戰國を構成する」貧富の懸隔を防止せんとするの希望を悉く廢棄することなかりき。斯くて財產は其の「法律篇」に於て市民に對して許容せらるゝと雖も、而も嚴重なる制限を加へられつゝあるなり。アリストオテリーズは同篇中に現れたる財產の不平等抑制策に對して批判を下せり。然れども、彼れは近代人に期待し得るが如く、そは經濟的分配の自然法と抵觸すること過大なるが故に之れを批難するに非ずして、這般の干涉が充分に徹底せざるが爲めなり。全體として之れを觀れば、吾人はアリストオテリーズの認めたるよりも更らに明確に彼れ自身の政治的理想が其の概觀に於てプラトーンの第二位の良國と酷似するものあるを認むるを得るなり。兩者は等しく、市民が自己に屬せずして國家に屬し、其の最良なる生活は獨り國家を通じてのみ實現し得ることを主張せり。從つてアリストオテリーズは決して絕對の意義に於ける私有財產の擁護者に非ず。彼れは私有財產權に伴へる社會的義務を說くに力めたり。(Henry Sidgwick, The Development of European Polity, 1903, pp. 124—126. 參照)。

アリストオテリーズは神雄時代に於てのみ惟り彼れの意義に於ける君主政體に取りて必要なる條件を看出し得可きものと做し(Pol. iii. 14ff.)、而して彼れの時代に於ては如何なる個人と雖も、自由の人民が任意に其の單獨なる主權を忍受するまでに爾餘の人々の上に高く超越することを能はざるを信ずるが故に (ibid, V. 13. 1313A.)、國家は共和政體(πολιτεία)ならざる可らずと觀たり。一切の市民は國家の管理に參加す可きものなり。然れども最良なる國家に於ては其の生活上の地位及び敎育に由りて國家を指導するの資格を有する者のみ惟り市民たる可きものなり、斯くて一方に於てアリストオテリーズは一切の肉體的勞働、農業及び工業が奴隸若しくは來住民に由りて行はれざるを得ざるを認め、而して他方に於て全然國

家に依りて遂行せらる可き教育を指定せり。這般の教育はプラトーンのそれと酷似す。然れば單に市民間に於ける權能分配の點のみを思料する時は、アリストオテリーズの理想國に於ける政體は、プラトーンの第二位の良國に於けるそれよりも實質上民主政治に接近せりと雖も、而も兩者が隷民の勞働の收益に依りて安閑たる生活を送りつゝある地主階級に市民權を限定するの點に於て一致せるの事實と比較する時は、斯くの如き相違は謂ふに足らざるものと爲るなり（前掲 Zeller, p. 217; Sidgwick, p. 126.）。

洵に Willoughby の評言の如く（Westel Woodbury Willoughby, The Political Theories of the Ancient World, 1903, p. 186）、アリストオテリーズと雖も、終に人間の自由及び平等の眞概念を會得することなかりしなり。彼れは倫理的將成性として凡ゆる人間本然の性質を承認することなかりき。之れと共に又た心身の個人的相違の下に掩はれて一切の人間を一の共同團體に結合する根本的類似を完全に了解するは彼れに取りて不可能と爲れるなり。

（附記五）　本篇に於てはアリストオテリーズの國家論中、主としてプラトーンの國家觀に對する批評のみを摘記するに止めたり。彼れの形而上學説と政治學説との交渉、其の國家的理想及び市民間に於ける財富分配論の一般に就きては他日更に稿を改めて之れを論ぜんとす。吾人は本篇を草するに當りて、B. Jowett, J. E. C. Welldon, Edward Walford の三譯者に負ふ所至大なり。聊か記して學恩を謝す。

（一九二一年五月）